

寺田公一議員に対する処分要求の件

令和2年6月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌文 様

宿毛市議会議員 川 田 栄 子

処 分 要 求 書

6月17日の議会運営委員会において下記のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により戒告の処分を要求します。

記

1 侮辱を与えた者の氏名

寺田 公一 議員

2 侮辱の事実又は事情

本人を入室させる前の言葉。

被告3人並ぶはちょっと・・・笑いある。

審議無関係で人格軽視する言葉と嘲笑。